

## 勉強会での主な指摘事項（ポイント）

## 1. ブロッキングの必要性について

- フィルタリングは同意が必要なので限界がある。全ての人から同意を得るのは難しいので、法的なブロッキングを検討する必要がある。「Anitube」には刑事告訴を行い、「Miomio」には中国の国家版權局が行政摘発を行ったが、それでも止められなかった。そこまでも止められない海賊版サイトがあるのだから、法的なブロッキングを検討する必要がある。
- ブロッキングをすれば、フィルタリングに同意しない人が海賊版サイトに接続しないようにするため、それ以外の大多数のユーザーの通信の秘密を侵害することになるので、ブロッキングの是非を検討するには、比較衡量の観点が必要。
- ブロッキングの制度を入れることには反対。ブロッキングを導入していない国もあるのだから、ブロッキングを導入している国があるから日本もそれに倣うべきということではない筈。
- 日本でブロッキングを導入するなら、通信の秘密の解釈を見直すべき。いったんブロッキング制度ができてしまうと、ISP 事業者は児童ポルノ排除のためのブロッキング先のリストに海賊版サイトを加えれば良いだけで簡単にできるため、容易に広がってしまうのではないか。
- 裁判所が制度上の要件を充足しているか確認するのだから、ブロッキング先が容易に広がることは無いのではないか。
- 青少年フィルタリングはあくまで同意を前提とする方法なので、青少年フィルタリングを改善しても、カジュアルユーザーの海賊版サイトへの訪問を相当程度まで止めるのは無理ではないか。
- Google は、著作権を侵害するページの削除や、そうしたサイトの順位降格に対応しているとしているが、実際にはそうになっていない。出版社は海賊版サイトへの削除要請を大量に出していたが、その海賊版サイトを検索すると簡単に表示されていた。真剣に対応してもらうには、ブロッキングのような交渉の武器を持つべき。

## 2. ブロッキングのコストについて

- 日本では児童ポルノに対してブロッキングが行われているので、初期導入のコストは不要。したがって、海賊版サイトに対してブロッキングを行っても追加的な費用はそれほど必要無いのではないか。
- 現在、児童ポルノに対して行っているブロッキングと同程度の件数であれば、追加的なコストはかからないのではないか。ただ、管理コストや、ブロッキングすべき対象の判断を行うコストがかかる可能性はある。

○ブロッキングすべき対象の判断は、司法ブロッキングの場合、権利者側の請求に基づき司法が判断するので、そのためのコストはかからない筈。

### 3. ブロッキングの弊害について

○オーバーブロッキングのおそれが弊害として挙げられているが、「漫画村」のようなサイトでは全てが海賊版コンテンツで埋め尽くされており、オーバーブロッキングの心配をする必要は無い。

○海外ではブロッキングによる通信障害が起きている。

○トルコでは Google の DNS を使わせないようにしようとしてネットワークに障害が起きた。

○トルコの通信障害は DNS ブロッキングのために起きた訳ではないので、全く違う議論。

### 4. ブロッキングの回避策について

○ブロッキングに回避策があるのは確かだが、だからといってブロッキングをしない理由にはならない。むしろ回避策への対応策を話し合うべき。Cloudflare や Google がパブリック DNS を用意するのであれば、そうした企業に対して海賊版サイトのブロッキングを請求できるようにするべき。

○プロバイダがデフォルトで設定する DNS 以外の DNS を参照するように設定する者は少数に過ぎない。ブロッキングは VPN でも回避されるが、それも少数であり仕方ない面がある。

○あるブラウザは、新しいバージョンでアクセスプロバイダ以外の DNS を参照することとする予定。すると、ローカルの DNS は使われなくなり、ブロッキングは無効化する。

○特定のブラウザを使うとブロッキングを回避できるとのことだが、その場合は当該ブラウザを提供する会社に対して、ブロッキングの回避手段を提供しないよう求めれば良いのではないか。現在、シェアの大きいブラウザはアクセスプロバイダの DNS を使っており、ローカルの DNS を参照しないようなブラウザを提供する企業の評判は落ちることになるのではないか。

○海賊版サイトが専用アプリを配布するかもしれない。

○Apple も Google も違法アプリの配布は認めていないので、そうしたプラットフォーム上において海賊版サイトが専用アプリを配布することは不可能。

○DNS を書き換える等のフィッシング詐欺など、悪い方向に流れかねない。海賊版サイトを見ようとする人が被害を受ける。

- そうならば、海賊版サイトを見るカジュアルユーザーは減る。回避策をとって海賊版サイトを訪れる人が被害を受ける可能性があるからブロッキングしないというのはおかしい。

#### 5. CDN 事業者への差止請求の可能性について

- CDN 事業者に対する発信者情報開示請求は可能。逆にそれは、CDN 事業者はプロバイダ責任制限法上の発信者に当たらないということでもある。日本の著作権法上、プロバイダへの差止請求は難しいと考えられており、判例でも、悪質性が高く、あえて侵害を誘引するような動画投稿サイトについては、侵害防止措置を取らなかったことを以て自ら不正行為を行っていたと評価し、差止請求が認められたことはあったが、逆に通常の動画投稿サイトに対して差止請求は難しい。まして CDN 事業者に差止請求を行うのは容易ではない。
- 某巨大掲示板の場合、書き込みを行った者も内容を削除できない仕様となっており、にもかかわらず掲示板の管理者が削除要請を放置したため、管理者の責任を問えるかと判断された。これと同程度に CDN 事業者の責任を問える程度の状況であれば、CDN 事業者に対して差止請求を行うことも可能だが、そうでなければ難しい。
- 大規模な海賊版サイトは必ず日本にデータセンターを持っており、CDN 事業者のサーバーに予めコピーが作られている筈。したがって、CDN 事業者をホスティング・プロバイダに近い存在と評価として差止請求を行うことができる可能性があるのではないかと。あくまで CDN 事業者への法的アプローチを追及すべき。
- CDN 事業者のデータセンターが日本にあったとしても、裁判管轄と準拠法の問題があり、社会的責任を重視する日本法人でなければ執行が難しい。仮に差止請求が可能だとしても、最終的には国外での執行におけるコストの問題が大きい。可能性が残っているということと、容易に権利執行できるということとの間には、大きな乖離がある。また、個々の事案によって評価は変わり得るのであり、CDN 事業者に差止請求を行うのが難しい場合もある筈なのに、ブロッキングの制度化の議論をするなどというのはおかしい。まず要件を課した制度を考えて、補充性については個別の事例に応じた司法判断をすべき。
- CDN 事業者は、日本国内でサービスを提供していても、法人自体は米国にある。米国の訴訟コストは高額だが、コストを度外視してあくまで米国で訴訟しなければならないというのは、おかしい。何度も訴訟を続ければ相手は行動を変えるかもしれないというが、相手が行動を変えるまでコスト度外視で訴訟を続けなければならないのか。
- 本社は米国にあるが、繰り返し訴訟を行って対応させた結果、日本法人もある程度の対応を行うようになった会社もある。
- 訴訟コストが高額だというなら、権利者が複数集まって継続的に訴訟にトライするということもあり得るのではないかと。

## 6. 警察捜査・国際捜査共助について

- 一般論として、インターネットを介しているためにサイト管理者の特定等が難しい場合に、相手が国外にいる場合など、警察だからといって何でも容易に調べられる訳ではない。ICPO 経由でも現地の捜査機関を介して動くという枠組みは同じ。

## 7. 通信の秘密について

- ブラックボックスで機械的にブロッキングするのであれば、人が知ることは無いので、通信の秘密を侵すことにならないのではないかと。諸外国ではアクセス遮断の際に通信の秘密の侵害との議論は無かった。
- AI を通信事業者が使っていれば通信事業者が「知り得る状態」にある訳で、通信内容を AI しか知らないから問題無いとはいえない。

## 8. 信書の秘密について

- 郵便法第 31 条では引受けの際に差出人に説明を求めることができる。また、郵便禁制品が含まれる可能性がある場合、その中身について説明を求め、説明が無ければ荷物の引受けを断ることができる。これは、郵便内容の知得・窃用となるものの、郵便法において特別の規定を置いているので認められているということか。

## 9. 著作権を侵害する静止画のダウンロードの違法化について

- 著作権を侵害する静止画のダウンロードを違法化すると、社会的な議論を呼び起こすかもしれないが、保護者は自分の子供に違法行為をさせたくないという理由で青少年フィルタリングをかけようとするのではないかと。
- 著作権を侵害する静止画のダウンロードの違法化では、ストリーミングによる閲覧は止められないが、カジュアルユーザーへの抑止効果は間接的にあるかもしれない。

## 10. 児童ポルノのブロッキングに係る法制度整備について

- 児童ポルノのブロッキングは、児童ポルノ画像を見れば違法だと明確に分かるから、他のコンテンツとは違っているとされて特別にブロッキングが認められた。著作権を侵害するコンテンツの場合、一見して権利者による許諾の有無は明らかでない。しかし、著作権侵害についてブロッキングする制度を法律上規定するのであれば、児童ポルノのブロッキングについても著作権の侵害コンテンツのブロッキングと一緒に電気通信事業法や特別法で規定した方が良いかもしれない。
- 著作権の侵害コンテンツだけでなく、一般的にブロッキングを可能にする法改正を行うと、ブロッキングの対象が容易に拡大する懸念がある。

## 11. その他

- ブロッキングの請求手続きを非訟とすることの可否について、まず実体法上どういう権利があるかが重要であり、そのうえで制度設計を行う。家族法関係の手続きのように、実体法上の権利であっても非訟とできる可能性はある。その際は、権利の有無の判断を行うために有用な情報がどこにあるかによって判断する。

○手続き保障については、権利義務の帰属者の代表が観念できるのであれば、団体訴訟制度を作る可能性はある。

○事前に包括同意をインターネットのユーザーから取り付けることで、特定のサイトへのアクセスを制限するような、フィルタリングとブロッキングの中間的な施策も検討してはどうか。

(以上)